

令和3年第12回教育委員会定例会 会議録

■ 開催年月日

令和3年12月27日（月） 13時30分開会
14時01分閉会

■ 開催の場所

指宿市役所 大会議室A

■ 出席者

教育長 : 吉元 鈴代
教育委員 : 七夕 利久, 別府 竜人, 福富 早央里, 中村 みゆき

■ 欠席委員

なし

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	鶴窪 誠作
教育部参与兼歴史文化課長	中摩 浩太郎
教育総務課長兼学校給食センター所長	紺屋 聖一
学校整備室長	上村 圭一郎
学校教育課長	常深 章
社会教育課長	村元 重夫
スポーツ振興課長	和田 哲郎
指宿商業高校事務長	出島 雅彦

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回の会議録の承認
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 議事
 - ・ 日程第1 議案第40号 令和5年以降の成人式の対象年齢について
- (7) その他
- (8) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(吉元教育長)

ただ今から、令和3年第12回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(吉元教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

3 前回の会議録の承認

(吉元教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和3年第11回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

ご異議なしと認め、前回の会議録を承認いたします。

4 会議録署名委員の指名

(吉元教育長)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、七夕職務代理者をお願いいたします。

5 教育長の報告

(吉元教育長)

次に、教育長の報告です。

別紙、資料を準備してありますので、ご覧ください。

1 項目目でございます。

11月26日、指宿市立小・中・高等学校教頭研修会がございました。年末年始に向けて、職員への服務、児童生徒への安全に関する指導をさせていただきました。

2 項目目でございます。

同じく26日、三光機械様から給付型の奨学資金として、3千万円のご寄付を頂いておりましたので、その贈呈式を行ったところであります。

3 項目目でございます。

第4回指宿市議会定例会が、11月29日から12月22日まで行われました。一般質問には、教育機関の施設利用状況について等の質問がございました。

4 項目目でございます。

11月30日、第1回指宿市防災会議が行われました。

5 項目目でございます。

12月1日、辞令交付式がございました。

6項目目でございます。

同じく1日、生涯スポーツ功労者、スポーツ推進委員功労者文部科学大臣表彰伝達式が行われました。生涯スポーツ功労者には、長年にわたり指宿商業高等学校ソフトテニス部等をご指導していただいている大迫豪氏。体育指導員功労者には、長年にわたり指宿市のために体育指導員をされていた鶴田末博氏が受賞されました。

7項目目でございます。

12月7日、女子サッカー全国大会出場への表敬訪問がございました。山川中学校1名の女子生徒、北指宿中学校2名の女子生徒の皆さん、3名の方が表敬訪問をしていただきました。是非、全国のトップを目指して頑張っていたいただきたいと思います。

8項目目でございます。

12月10日、指宿鯉節協会の坂井会長様から、指宿市内の全小学生に、指宿鯉節のロゴ入りの鉛筆を頂き、その贈呈式がございました。

9項目目でございます。

同じく10日、年末年始の交通事故防止運動街頭キャンペーンがございました。

10項目目でございます。

12月11日、時遊館COCCOはしむれ開館25周年記念の企画展がございました。「泉都指宿一度はおいで」というテーマで、ミニ企画展がスタートしました。その中で、学芸員により1年かけて、指宿の温泉施設や歴史について、調査・研究した1冊の本が出版され、お披露目もございました。この本は、指宿を誇れるものと考えております。

11項目目でございます。

同じく11日、指商デパートがございました。この指商デパートは、2年ぶりに開催されました。準備から当日まで、生徒の皆さんがアイデアを出し合って、創意工夫がされておりました。コロナ禍で人数制限もありましたが、充実した開催となりました。

12・13項目目でございます。

12月12日、第61回南日本10kmロード通信競技大会がございました。この大会に出られた選手の中から、第34回県地区対抗女子駅伝競走大会並びに第68回県下一周市郡対抗駅伝競走大会指宿地区チームが選出され、その結団式がございました。是非、頑張っていたいただきたいと思います。

14項目目でございます。

12月19日、指宿市営野球場リニューアルオープンイベントがございました。指宿出身のソフトバンクホークス二軍投手コーチの田之上慶三郎さん。現在、千葉ロッテマリーンズ二軍監督の鳥越裕介さんをゲストにお迎えして、オープニングイベントにちなんだ野球・ソフトボール教室が開催されました。開会式では、田之上コーチから参加した子供たちへ、すばらしいメッセージをいただき、生徒の皆さんも、子供たちもとても喜んで、大変すばらしいオープニングイベントになりました。

15項目目でございます。

12月23日、指宿市スポーツ活動優秀選手等の表彰式がございました。今年度はスポーツ活動優秀選手22名、スポーツ活動優秀団体1団体を表彰いたしました。教育委員の皆様にもご出席していただき、ありがとうございました。

以上で、教育長報告を終わります。

6 議事

(吉元教育長)

それでは、議事に入ります。

日程第1，議案第40号，令和5年以降の成人式の対象年齢についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第1，議案第40号，令和5年以降における成人式対象年齢について，提案のご説明を申し上げます。

2ページをご覧ください。

成年年齢を18歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が令和4年4月1日から施行されることに伴い，令和5年以降における成人式対象年齢を「当該年度内に20歳になる者」としたいので，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第20号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

成人式につきましては，現在，法律による決まりはなく，各自治体の判断で実施されております。本市におきましては，例年1月4日に，当該年度に20歳になる者を対象として成人式を行ってきておりますが，令和5年以降の成人式においても，対象年齢を現行のとおり「当該年度内に20歳になる者」を対象としようとするものであります。

提案理由の詳細につきましては，社会教育課長がご説明申し上げます。

(村元課長)

それでは，令和5年以降における成人式の対象年齢につきまして，ご説明申し上げます。

3ページの参考資料をご覧ください。

まず，県内各市の状況であります。令和5年以降の成人式対象年齢について，本市を除く県下18市の意向を，鹿児島県教育庁社会教育課が調査した結果を掲載しております。その結果，鹿児島市，鹿屋市，枕崎市，出水市，西之表市，薩摩川内市，日置市，曾於市，霧島市，いちき串木野市，南さつま市，志布志市，南九州市，始良市の以上14市が現行どおり，当該年度内に20歳になる者を対象とすると決定しております。また，阿久根市，垂水市，伊佐市，奄美市の4市は検討中という状況であります。

次に，本市における令和5年以降の成人式対象年齢についてであります。現行どおり「当該年度内に20歳になる者」を対象にしたいと考えております。

1点目の理由として，喫煙や飲酒を認められる年齢は，改正法の施行後も，施行前と同じ20歳であること。

2点目の理由として，当該年度内に20歳となる者は，進学や就職等により一定の社会経験を積んでおり，成人としての義務と責任，家族や地域への感謝，積極的な社会参画，地域貢献，愛郷心の醸成等について，効果的に啓発できると考えられること。

3点目の理由として，県下各市のうち，対象年齢を「現行どおり（当該年度内に20歳になる者）」と決定した市が18市のうち14市となったこと。

以上の理由から，対象年齢につきましては，現行どおり，当該年度内に20歳になる者としてと考えております。

なお，成人式の名称につきましては，次回以降の定例教育委員会で，改めて提案，又は報告

させていただきたいと考えております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(七夕職務代理者)

対象年齢を現行どおりとしたいというのは理解ができるのですが、その理由が今一つ理解ができないので質問をいたします。まず、成年と成人は同じような言葉だと思っておりますが、その大きな違いを教えてください。

(鶴窪部長)

成年年齢というのは、単独で法律行為ができる年齢だと認識しております。

(七夕職務代理者)

その理由についての質問なのですが、(1)にある喫煙や飲酒を認められる年齢と、成人式対象年齢とは、一体どういう関係があつて、このように理由として挙げられているのかが分からないので、説明してください。

(鶴窪部長)

今回、民法の改正によりまして、成年年齢は18歳からということになりました。ただし、18歳で全ての権利が、現在の成人である20歳の方と同等に認められるわけではなくて、先ほど、社会教育課長が説明しましたとおり、飲酒、タバコ、競馬や競輪等の公営競技、国民年金加入義務につきましては、現行の20歳のままということになります。20歳は引き続き、これからも大事な節目になり続けると考えておりますので、令和5年以降の成人式についても、節目にある20歳を対象年齢にしたいと考えているところです。

(七夕職務代理者)

それでは、捉え方として、成年と成人は違うということではよろしいのですか。

(吉元教育長)

暫時休憩いたします。

(吉元教育長)

会議を再開いたします。

(鶴窪部長)

現行どおり、当該年度内に20歳になる者としてほしいという理由で、飲酒、喫煙等を挙げておりますが、この部分につきましては、現行の20歳のままということで、権利が18歳まで引き下げられておりません。20歳もある程度一定のまま、これまでどおり大人の節目と捉えられるという点で、この理由として挙げております。その他にも、18歳を対象としてしまうと、多くが高

校3年生となりますので、受験勉強や就職活動など、将来の進路に係る大切な時期になりますので、式典の開催時期も配慮する必要があると考えているところです。

また、令和5年に18歳を対象に成人式をした場合、同時に3学年を実施しなければならないという点がでてきます。そうした場合、会場を手配できるかということもありますので、そのようなくつかの課題等も総合的に判断して、今後も対象年齢を20歳としたいと考えているところでもあります。

(別府委員)

私は、この現行のままというのに賛成です。参考までに、18歳から民法が改正されてできるものを教えてください。

(鶴窪部長)

今回の民法の改正で、18歳からできるものについては、契約関係があります。親の同意を得ずに、様々な契約が可能になるということ。そして、自分の住む住所を決定できるということ。主なものは、この2点になると思います。

(七夕職務代理者)

私は(2)もずっと疑問に思っておりまして、「当該年度内に20歳となる者は、進学や就職等により一定の社会経験を積んでおり、成人としての義務と責任、家族や地域への感謝、積極的な社会参画、地域貢献、愛郷心の醸成等について、効果的に啓発できると考えられること。」と書いてありますが、そもそも18歳になるものを成年として、これらを認めたのではないかと考えております。そこも矛盾していると思っております。これについてはどうでしょうか。

(鶴窪部長)

今回の民法改正で、18歳で認められる権利につきましては、先ほど説明しましたとおりなのですが、これにつきまして理由を調べてみますと、自己決定権の尊重と、積極的な社会参加を促すために、こういう権利を18歳に与えたということになっております。そういう権利を与えて、社会参加をして、そこで経験を早い時期に積んでもらいたいというのが、この制度の本質なのではないかと考えております。

(七夕職務代理者)

18歳になる者に、このような権利を与えたということですよ。

(鶴窪部長)

経験はまだそこから積んでいくわけですので、20歳になった時には、一定の経験を積んでいるということになると思います。

(七夕職務代理者)

(3)について、成人式は各自治体に任せることだと思うのですが、鹿児島県では4つの市が検討中ということでもあります。その検討していることについて、情報が入っているのかお尋ねいたします。

(村元課長)

今、検討中となっている阿久根市、垂水市、伊佐市、奄美市については、年齢をどうするかという点も含めて、まだ明確な回答をいただいている状況となっております。

(七夕職務代理者)

指宿市といたしましては、令和5年からも20歳になる者を成人式の対象とするとなっておりますが、その経過観察期間を設けて、何年か後には見直すという考えはないのでしょうか。

(村元課長)

全国的に対象年齢をどうするかについては、まだ決定をしていない所が多くございます。来年の1月10日の成人の日以後に、国の調査結果が発表される予定ということではあるのですが、私が今、調べた限りでは対象年齢は20歳という所が大半を占めていて、19歳または18歳と決めている所は一つもないという状況となっております。いろいろ理由も調べてみたのですが、先ほど部長が説明をしたとおり、やはり20歳が節目として、総合的に考えてよろしいのではないかと考えているところでございます。

(鶴窪部長)

今後、どうするかという点については、令和5年以降も対象年齢を20歳としたいと考えておりますが、それで進めているうちに、また市民からもいろいろな意見が出てきたら、その時点で検討する必要はあると思っております。

(別府委員)

やはりこの成人式の年齢が、いろいろな所でばらつきがあるというのも違和感があります。今までは統一されて、同じ年齢の時に行われているわけですから。指宿市も検討しながら、他市の状況を見ながらになるとは思いますが、できれば全国統一されるべき区切りになるのではないかと、私の意見としては思います。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第1、議案第40号については、提案のとおり同意することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第1、議案第40号は、提案のとおり同意することといたします。

以上で、本日、予定されていましたが議案等については、すべて終了いたしました。

7 その他

(吉元教育長)

これより、その他に入ります。
何かございませんか。

(七夕職務代理者)

先ほどの議案についてですが、私の提案といたしまして、指宿市は成人式ではなく、成年式を18歳で行ってもらいたいです。そうすると、入試や就職活動等があるでしょうけれども、その期間を過ぎた時点で構いませんので、18歳の皆さんに集まっていただいて、あなたたちはもう成年なのですよという自覚を持たせた式をしてもらいたい。服装も華やかなものではなく、制服でもいいですし、式典も短くていいです。そして、今度は20歳になったら、はたちの集いとかそういう名称で、成人式に代わるものをしていただいて、その時には振袖やスーツなどを着て、今までどおりの成人式を、はたちの集いという形ですればいいのではないかと思った次第です。よろしくお願いたします。

(吉元教育長)

これは提案でよろしいでしょうか。

(七夕職務代理者)

はい、結構です。

(吉元教育長)

他に何かございませんか。

(なしの声)

8 閉会の宣言

(吉元教育長)

以上で、令和3年第12回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。